2026 年 4 月 15 日
Tokio Marine X 少額短期保険株式会社

バイク盗難保険　約款改定のお知らせ

平素より Tokio Marine X 少額短期保険株式会社（本社：東京都中央区、取締役社長：宮谷恒平、以下「弊社」）をお引き立ていただきありがとうございます。

弊社は、保険契約の始期日が 2026 年 10 月 1 日以降のご契約を対象に、バイク盗難保険の約款を改定いたします。なお、**約款の改定のみであり、この改定による保険料・保険金額の変更はございません。**

1．対象商品

弊社による直扱い（代理店を介さずに契約締結する保険契約）のバイク盗難保険のほか、下表の商品が対象です。

ペットネーム	販売代理店
バイク盗難お見舞い保険	株式会社ローソン
バイク盗難ミニ保険	株式会社２りんかんイエローハット
盗難ミニ保険	株式会社バイク王＆カンパニー

2．主な改定内容

主な改定内容は以下のとおりです。その他の改定内容の詳細等について、ご不明な点がある場合は、弊社までお問い合わせください。

① 盗難発生時における「損害防止義務」の規定の改定

「盗難の発生の防止に努めること」から「損害の発生および拡大の防止に努めること」に約款文言を改めます。当該義務に違反した場合、お支払いする保険金から損害の発生および拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引きます。なお、この規定は、警察への届出のほか、盗難場所の安全確保や証拠保全等、一般的に盗難事故が発生した場合に実施される対応を想定したものであり、この改定により新たに具体的な義務を追加する趣旨ではございません。

② 「保険金を支払わない場合」の規定の改定

保険金を支払わない場合として「騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議の際における盗難」を追加します。また、盗難にかかわりのない文言（保険事故の拡大や延焼）を削除するほか、核燃料物質による事故について放射性等の有害特性による事故を含めて広範囲に免責として規定していたものを、核燃料物質による事故の際の盗難に限定する文言に改めます。

③ 「告知義務違反による保険契約の解除」の規定の改定

告知義務違反による契約解除ができない場合として、保険契約の締結を媒介できる者が「告知の際に事実を告げることを妨げること等（以下「告知妨害等」）をした場合」を追加します。なお、この場合においても、告知妨害等がなかったとしても告知義務違反があったと認められる場合には、保険会社は保険契約を解除することがあります。

④ 「重大事由による保険契約の解除」の規定の改定
重大事由による契約解除の対象事由として、被保険者が保険金を支払わせる目的で損害を発生させた場合を追加します。

⑤ 「保険料返戻」の規定の改定
告知義務違反または重大事由による契約解除の場合において、解除した月よりも後に保険料を領収したときに保険料を返戻することを明確化します。また、保険金のお支払いによって保険契約が終了した場合において、保険契約が終了した月よりも後に保険料を領収したときに保険料を返戻することを明確化します。

⑥ 保険契約を解約する場合に「質権者等の同意」が必要である規定の追加
ご契約いただいているバイクに対して、質権や譲渡担保権が設定されている場合は、保険契約を解約するときに質権者等の同意が必要である規定を追加します。

⑦ 分かりやすさ向上のための約款の明確化
約款文言が明確ではない点や解釈が分かれやすい点について、認識齟齬の解消や分かりやすさ向上を目的とし、表記や規定等の改善・明確化を実施します。

3．改定時期

保険契約の始期日が 2026 年 10 月 1 日以降のご契約(※1)から改定後の約款(※2)が適用されます。
(※1)：2026 年 10 月 1 日以降に更新されるご契約も対象です。
(※2)：改定後の約款については、弊社ホームページ（こちら）をご参照ください。

弊社は、今後もお客様のニーズに応じた保険商品の提供を通じて、安心で豊かな暮らしをサポートしてまいります。

このご案内は、主な改定の概要を記載したものです。
ご不明な点等がある場合は、以下のお問い合わせ先にご照会ください。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

Tokio Marine X 少額短期保険株式会社　プロダクトイノベーション部
お問い合わせ｜Tokio Marine X 少額短期保険株式会社
受付時間：平日（月～金）9：00～17：00
※弊社は、お電話でのお問合せ窓口/電話番号を設置しておりません。

以上